

小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて

小平市介護保険運営協議会の設置の目的等については、別紙「小平市介護保険運営協議会設置要綱」のとおりですが、協議会の役割、位置付けなどについては次のとおりです。

1 地域包括ケア推進計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定及び推進に関すること

（1）計画の内容

地域包括ケア推進計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）は、介護を必要としない元気高齢者から要介護等高齢者まで、すべての高齢者を対象に確保すべき保健・福祉サービスを定め、あわせて介護保険制度によって提供される介護給付費等のサービスの種類ごとに見込量を推計し、目標を定めているものです。

（2）計画の根拠法令

高齢者保健福祉計画は老人福祉法第20条の8を、介護保険事業計画は介護保険法第117条を、それぞれ根拠とし、市に3年ごとに作成が義務付けられており、一体として策定するものです。現計画は、平成30年3月に、平成30年度から32年度の3か年を計画期間として策定されました。

（3）計画の策定及び推進

事務局から定期的に計画の推進及び次期計画の策定について運営協議会に報告し、その都度ご意見等をいただきます。

2 地域包括支援センターの設置、運営及び評価に関すること

平成18年4月の制度改正により地域支援事業が創設されたことに伴い地域包括支援センターが設置されました。この地域支援事業とは、要介護状態等となる前から介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するための事業で、これら事業の中核拠点が地域包括支援センターです。

地域包括支援センターについては、適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされています。

（1）地域包括支援センターの活動

（2）地域ケア会議

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事

同じく、平成18年4月の制度改正により地域密着型サービスが創設されました。この地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の介護状態、または要支援状態となっても、可能な限り、住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスで、サービスの適正な運営を確保するために、「地域密着型サービスの運営委員会」を設置することとされています。

(1) 地域密着型サービス事業所の指定、指定更新

4 上記のほか、介護保険事業を円滑に行うために必要な事項に関する事

介護保険制度を運営していくうえで重要な案件については、協議会委員の皆さんにご意見等を伺いながら、検討を進めていきます。